

第111回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年6月18日(木)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年6月18日(木)午後1時50分
- 3 閉会の日時 令和2年6月18日(木)午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 14名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	欠席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	欠席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 黒瀬 高弘 農地担当係長 奥山 英明	参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 佐藤 智保子
--	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について (地上権の設定)
 - (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (5) 転用事業計画変更承認申請について
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地改良届について
 - (5) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農地利用最適化推進委員の内定について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5番：遠藤 茂 16番：信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第111回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。5番 遠藤 茂委員、16番
信定 知福委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。なお、16番、17番の2件、申請等(2)
3条申請、地上権の設定1番、2番の2件、申請等(4)5条申請3
1番から34番までの4件は、同時申請で相互に関連がありますの
で、申請等(4)5条申請の審議の後に一括して審議します。では、
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は菅野に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作
する農業者ですが、増反により菅野の田及び畑を所有権移転しようとするも
のです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

2番、受人は尾上に居住し、約9.1アールの農地を耕作する農業者ですが、
増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

3番、受人は尾上に居住し、世帯で約20アールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は尾上に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 5番、受人は撫川に居住し、世帯で約2.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は津寺に居住し、世帯で約48アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は津寺に居住し、世帯で約46アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、9番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は新庄上に居住し、世帯で約11アールの農地を耕作する農業者ですが、8番では増反によ

り新庄上の田を所有権移転し、9番では新庄上の田に5年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、5番から9番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 10番、受人は内尾に居住し、世帯で約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は小串に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は曾根に居住し、世帯で約81アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番は受人が同じですので、併せて説明します。受人は山田に居住していますが、13番では山田の田を所有権移転し、14番では山田の田に1年間の賃借権を設定して新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は彦崎に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により彦崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で10番から15番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区15番までの15件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、令和2年5月農振除外済みの案件です。永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場及び貸露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人が役員を務める法人の本社工場が、申請地から直線距離で500mの位置にありますが、業務拡張により駐車場及び資材置場が不足しているため、申請人の個人所有地である申請地を貸露天駐車場及び貸露天資材置場として転用し、法人に貸付しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置で、前回、保留とした案件です。前回は、営農型太陽光発電施設の基本的な許可要件となる、①「営農計画書」に記載されている下部の農地の単収についての記述に疑義が生じていること、また、②「知見を有する者の意見書」に記載されている関連データについての記述に疑義が生じていること等により保留としました。疑義が生じている事項について、申請人に補正・修正を指示していましたが、現時点では指摘事項について整理ができていないため、地区協議会で協議した結果、今月も保留意見となっています。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番、御津・建部地区2番の2件の内、中・中央地区1番は許可、御津・建部地区2番は保留と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(4)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、昭和47年に設立され、本店を北区西長瀬に置き、警備請負業を主な事業としています。申請地から約250mの距離に本社社屋がありますが、車両置き場が不足しているため敷地外にも駐車場を確保していましたが、この度、自社の駐車場敷地を用途変更する必要

が生じ、さらに駐車スペースが不足することになったため、申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和51年に設立され、主たる事務所を総社市上林に置く、社会福祉法人です。申請地の隣接地で保育園を営んでいます。駐車場が不足しているため、一時転用許可を受け申請地を駐車場として借り受けて使用していました。今回、権利設定を所有権移転に変更して、今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、公益的な施設である社会福祉施設用地であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は、大窪の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、5番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

4番、申請人は、南区西市の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は、白石東新町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的はコンビニエンススト

アです。申請人は、昭和14年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、小売業を主な事業としています。申請地は、県道及び市道に接続しており、また、国道180号や住宅街も近隣に位置し、需要が十分に見込めるため、申請地に賃借権を設定し、コンビニエンスストアに転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、平成11年に設立され、北区津島笹が瀬に本店を置き、総合警備保障業務を主な事業としています。本社及び社員寮の敷地内だけでは駐車場が不足しているため、一時転用許可を受け申請地に賃借権を設定し露天駐車場として使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、田益に居住していますが駐車スペースが不足しているため、自宅敷地から畑を挟んで5mの隣接地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、10番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

9番、令和元年11月農振除外済みの案件です。申請人は、田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの通勤が便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、令和元年5月農振除外済みの案件です。申請人は、大安寺東町の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が大きく変わらず、また、勤務先にも近く便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除

計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11番、転用目的は自己住宅です。申請人は、赤磐市上市にある妻の実家に家族7人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の実家及び勤務先に近く都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には、両親と弟が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、申請地と国道429号を挟んで西隣に居住していますが、自宅敷地が狭く、来客用の駐車スペースが不足しているため申請地を所有権移転し、自家用及び来客用合わせて5台分の駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は農家住宅です。譲受人は、申請地の隣接地にある実家に家族5人で居住していますが、同居している弟の結婚が決まり、弟がそのまま実家で暮らすことになったため、兄である譲受人が父所有の申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築して独立しようとするものです。なお、農家住宅建築後は、祖母が耕作している農地も引き継ぐ予定です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、11番から13番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 14番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和35年7月に設立され、北区下中野に本店を置き、鉄・非鉄金属及び使用済み家電・自動車のリサイクルを主な事業としています。同社は、男女社会人ソフトボール部を運営しており、申請地の南側200mの位置に専用グラウンドを所有しています。同グラウンドでは、1年を通じて大会等様々な利用がなされていますが、公共交通機関の便が悪く、利用者は自家用車又はバスで来場することがほとんどとなっています。そのため、大きな大会が開催される際には、既存の駐車場のみではスペースが不足しており、また、申請地は既存駐車場の真ん中付近を東西に分断する形で存在しており、南北の駐車場を分断し、使い勝手が非常に悪いため、今回、申請地の所有権を移転した上で、一体的に利用が可能となる露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、平成26年6月に設立され、御津金川に本店を置き、建築板金業を主な事業としています。申請人は、駐車場が不足しているため、申請地に使用貸借権を設定し、車3台分の露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、金川駅から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。申請人は、大安寺中町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近

く農業を手伝うのにも都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は、昭和51年12月に設立され、南区泉田二丁目に本店を置き、太陽光発電システムの販売・設置を含む電気工事業を営む法人の代表取締役です。申請地は、国道53号、JR津山線及び野々口川に囲まれた農地で、JR野々口駅から直線で200mの距離に位置する3種農地と考えられます。また、施設南側には太陽光を遮る障害物がなく日当たりが良く、太陽光発電設備に適している土地であると考え、申請地を所有権移転した上で転用しようとするものです。

農地区分は、野々口駅から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、14番から17番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 18番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、青森市内の官舎に単身で居住していますが、父の農業を継ぐため岡山に戻るようになったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭

になったため、実家の隣接地で農業を手伝うのに都合の良い祖母所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番から23番は、同じ地区で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

20番、申請人は、豊成一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は、福田の借家に単身で居住していますが、結婚予定であり住居が手狭となるため、現住居や実家から近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は、福田の持ち家である自宅兼会社に単身で居住していますが、甥に会社経営を譲るため、現住居地から近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、浦安南町の持ち家に単身で居住していますが、両親と同居することになったため、現住居地から近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、玉野市田井四丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家から近く、また、勤務先にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は、昭和56年に設立され、広島県広島市に本店を置き、建材製造販売

業を主な事業としていますが、事業拡大により資材置場が不足しているため、岡山営業所に近い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は自己住宅です。申請人は、大福の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、申請人は、福田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫の実家や妻の勤務先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は、令和元年に設立され、福島二丁目に本店を置き、建設土木工事業を主な事業としていますが、自社の資材置場がなく、また、現在も独立前に勤務していた建設会社から発注される業務が主となっているため、同社に近く連携が取りやすい申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、申請人は、迫川の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、片岡駅から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般

基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は露天資材置場です。申請人は平成24年に設立され、大阪府堺市に本店を置き、建設機械器具販売業を主な事業としていますが、岡山営業所の事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、既存資材置場に隣接しており一体利用ができるため利便性が良く、また、交通アクセスが良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、18番から30番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番から南区30番までの30件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。なお、30番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、6月30日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、南区の案件、申請等（1）3条申請16番、17番、申請等（2）3条申請、地上権の設定1番、2番及び申請等（4）5条申請31番から34番について一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 「営農型太陽光発電設備について」をご覧ください。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報

告する義務があります。3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

太陽光発電設備を農地の畦畔に設置する場合は、周辺農地の営農に支障を生ずる恐れがないようにする必要があることから一時転用の対象となり農地転用に係る取扱としてはパネル面積が一時転用の対象となります。一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、周辺の営農上支障がないか、太陽光発電設備が農地を維持管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっているか等をチェックします。許可後は年に1回法面等の状況を報告する義務があります。3年後には改めて3年間の一時転用許可を取る必要があります。

9 ページ5条申請をご覧ください。申請地は全て農用地区域内の農地です。転用目的は片岡の31番が営農型太陽光発電設備、32番が畦畔の太陽光発電設備、西高崎の33番が畦畔の太陽光発電設備、西七区の34番が営農型太陽光発電設備となり、全て一時転用です。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請等(2)3条申請、地上権の設定は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、営農型太陽光発電設備については受人が営農型太陽光発電設備設置のための3条地上権設定を行うものです。

また、3条申請、地上権の設定及び5条申請の受人は、営農者が取締役を務める法人ですが、営農者が営農について権利設定を行っていなかったため、片岡・西高崎について今回同時に2ページ16番、17番の3条申請で使用貸借権を設定します。

農業経営を安定させ継続していくために、収益性の確保と将来を見据えた事業展開として、営農している申請地で太陽光発電とブドウもしくは水稻のソーラーシェアリングを行おうとするもので、畦畔に設置する太陽光発電設備は作業場部分に生じた空き地を営農に支障がない範囲で有効活用しようとするものです。

営農継続型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります。計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要です。「知見を有する者からの意見書」は、

ノウチエナジーによるもので、ブドウ・水稲については全量の日照は必要なく栽培に支障ない範囲での遮光であれば問題なく生育し、群馬県伊勢崎市の巨峰、岐阜県美濃加茂市の水稲の事例からも品質・収量に問題ない、という内容です。その他、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型太陽光発電設備の設置の基準も満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

なお、申請等（１）３条申請についても取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で申請等（１）１６番、１７番の２件、申請等（２）１番、２番の２件及び申請等（４）３１番から３４番までの４件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、南区の案件、申請等（１）３条申請１６番、１７番の２件、申請等（２）３条申請、地上権の設定１番、２番の２件及び申請等（４）５条申請３１番から３４番までの４件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（５）転用事業計画変更承認申請について審議します。南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 １０ページ１番、当初計画者は、令和元年１１月２７日に農地法第５条申請所有権移転により転用目的を露天駐車場・露天資材置場、埋立面積を９１５㎡として転用許可を受けましたが、今回、埋立面積を４，８８５㎡に変更しようとするものです。その他の変更はありません。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、南区区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 11ページ北・吉備地区1番の1件になります。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から受人への所有権移転となります。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 12ページ中・中央地区1番から14ページ南区12番までの12件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(7)の12件については、
全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、15
ページ1番から3番までの3件です。転用目的は、分譲宅地1件、公衆用道路
1件、貸露天駐車場1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、
16ページ1番から18ページ17番までの17件です。転用目的は、保育園
2件、トランクルーム1件、露天資材置場2件、敷地拡張2件、分譲宅地5件、
露天駐車場4件、長屋住宅1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
は、19ページ1番から7番までの7件で、解約理由は、耕作目的4件、転用
目的3件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告(4)農地改良届については、20ページ1番から4番までの4
件で、内容は、普通野菜畑3件、果樹園1件です。

最後に、報告(5)転用事業計画変更承認届については、21ページ1番の
1件で、譲受人を変更するものです。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、
第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。こ
れについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 特にありません。

議長 それでは、第2号議案、(1)農地利用最適化推進委員の内定につ
いて原案のとおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは原案のとおり決定します。

議 長 事務局、その他、あればどうぞ。

事務局 今後のスケジュールですが、令和2年6月24日（水）本会議最終日に農業委員の選任同意を受ける予定としています。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありませんか。

事務局 次回総会予定（7月10日（金）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時2分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員